

《 幼稚園・預かり保育の利用料金について 》

令和5年1月 丹波篠山市教育委員会

(1) 幼稚園利用料金

① 幼稚園保育料

保育料無償化により令和元年10月から、無料になっています。

② 幼稚園バス利用料

幼稚園バス利用料(各月)	1世帯から2人以上が幼稚園、保育園またはこども園に在籍してバスを利用されている場合、2人目以降からバス利用料が半額になります。 バス利用料の減免申請書を2月末日までに幼稚園または保育教育課へご提出ください。※申請書は幼稚園にありますので、該当の方はお申し出ください。
2,000円	

(2) 預かり保育利用料金

① 預かり保育料

保育料無償化により令和元年10月から、無料になっています。

② 預かり保育給食費

※どんぐりはうす、きたっこはうす、こどものおしろは、給食がないため徴収しません。
長期休業期間中(春夏冬春休み)や土曜日の給食代です。

区分	世帯の階層区分	預かり保育給食費月額(各月)			
通年で預かり保育を利用	市民税所得割課税額 77,101円未満	0円			
	市民税所得割課税額 77,101円以上	2,300円			
		春休み (4/1~4/9)	夏休み(7/21 ~8/31)	冬休み(12/25 ~1/6)	春休み(3/20~ 3/31)
長期休業中のみ預かり保育を利用	市民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	0円	0円	0円	0円
	市民税所得割課税額 77,101円以上の世帯	1,840円	8,280円	1,610円	2,070円

※ 同一世帯において、お子さまが2人以上いる場合、上のお子さまの年齢に関係なく第2子は上記の半額、第3子以降は無料です。

※ 預かり保育給食費の単価設定は、下表のとおりです。

	預かり保育給食費の単価
通常	230円
半額となる場合	115円

※ 年間給食数に基づいて3月分口座振替で調整し精算します。そのため、3月分口座振替については、精算により額が増減することがあります。また、精算の結果、返金となる場合は、5月中に登録口座へ返金します。

(3) 納入方法

原則、口座振替でお願いします。

残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、翌月に納付書を送付させていただきますので、市役所会計課・各支所・取扱金融機関の窓口にて現金で納付してください。(再振替は行ないません。)

(4) 振替口座の登録・変更

いつでも登録・変更できます。登録・変更を希望される場合は、幼稚園または保育教育課までご連絡ください。口座振替納付依頼書をお渡しします。必要事項を記入のうえ、ご返送をお願いいたします。

取扱金融機関

三井住友銀行、みなと銀行、但馬銀行、中兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、丹波ささやま農業協同組合、ゆうちょ銀行

※ 口座振替納付依頼書をご提出いただいてから登録完了までに1ヶ月程度かかる場合があります。

※ 預かり保育給食費と学校給食費の口座振替は、別の手続きとなります。ご注意ください。

(5) 口座振替日

幼稚園バス利用料、預かり保育給食費とともに当月25日に（長期のみ利用の場合の預かり保育給食費については、長期休業終了月にまとめて）、登録口座から振替いたします。25日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日となります。

令和5年度 口座振替日（幼稚園バス利用料・預かり保育給食費）

振替日	4/25	5/25	6/26	7/25	8/25	9/25	10/25	11/27	12/25	1/25	2/26	3/25	5月
バス料 通年利用	4月分 2,000	5月分 2,000	6月分 2,000	7月分 2,000	8月分 2,000	9月分 2,000	10月分 2,000	11月分 2,000	12月分 2,000	1月分 2,000	2月分 2,000	3月分 2,000	—
給食費 通年利用	4月分 2,300	5月分 2,300	6月分 2,300	7月分 2,300	8月分 2,300	9月分 2,300	10月分 2,300	11月分 2,300	12月分 2,300	1月分 2,300	2月分 2,300	3月分 2,300	精算
給食費 長期利用	春休み 1,840				夏休み 8,280					冬休み 1,610		春休み 2,070	精算

※上記例は、市民税所得割課税額77,101円以上の世帯における第1子の場合です。

※預かり保育を利用しない場合は、8月の幼稚園バス利用料の引き落としはありません。

(6) 領収書

領収書は発行しておりませんのでご了承ください。

(7) その他

事務の手続き上、無償化される前の金額を今後も把握する必要がありますので、以下に該当される方は証明書の提出をお願いします。

- ・ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯に該当される場合
→児童扶養手当受給者証や障害者手帳等の写しを提出ください。
- ・令和4年1月2日以降に丹波篠山市に転入された場合
→令和4年度の所得課税証明書（市民税の課税状況の証明）をご提出ください。（写しでも可）



丹波篠山市教育委員会保育教育課
電話079-552-1115